



SOMPO
ホールディングス
保険の先へ、挑む。

ビジネス オーナーズ

一般物件用

ビジネスオーナーズ(一般物件用)は、休業損失補償特約をセットした店舗総合保険です。



ビジネスオーナーズの補償内容

(店舗総合保険＋休業損失補償特約)

火災だけでなく、台風などの風災、洪水など下記の事故による損害から、お客さまの建物、動産をお守りします。また、休業に対する備えもセットし、事業をがっちりガードします。

保険金のお支払いの対象となる事故

1 火災

(注1)



2 破裂・爆発

(注1)



3 落雷



4 風災・雹災・雪災

(注2) (注3)



5 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 建物内部での車両またはその積載物の衝突・接触



6 給排水設備の事故等による水濡れ

(注4)



7 騒擾・集団行動、労働争議に伴う暴力行為や破壊行為

(注5)



8 盗難による盗取・損傷・汚損

※商品・製品等はお支払いの対象となりません。P.7「盗難の補償内容」についてご確認ください。



9 水災

※詳細はP.7「水災の補償内容」をご覧ください。



(注1) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。

(注2) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎりあります。

(注3) 4の事故について、損害額が20万円に満たない場合は、保険金のお支払いの対象となりません。

(注4) 6の事故について、給排水設備自体に生じた損害については、保険金のお支払いの対象となりません。

(注5) 騒擾・集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動(※)に至らないものをいいます。

※暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

お支払いする損害保険金

● 保険金額(ご契約金額)と保険価額^{※1}に応じて下記の算式により算出した額をお支払いします。

1～8の事故：損害額^{※2} × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)} \times 80\%}$ (保険金額または損害額のいずれか低い額が限度)

(参考) 価額協定保険特約をセットした場合は、損害額×100%(保険金額限度)

(注) 現金、預貯金証書、明記した貴金属・美術品等の盗難のお支払限度額については、P.7「盗難の補償内容」をご覧ください。

9の事故：最大 損害額×70%まで (注) お支払いする保険金については、P.7「水災の補償内容」をご覧ください。

※1 保険価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、通常は時価額となります。時価額とは、再調達価額(同等のものを再築または再取得するのに必要な金額)から、経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた額をいいます。なお、保険の対象により価額協定保険特約をセットすることで、損害が生じた地および時における再調達価額を基準とする補償とすることが可能です。

※2 損害額は、損害が生じた地および時における時価額を基準に算出します。したがって、お支払いする損害保険金の額は再調達するのに必要な額や修理費の全額とならない場合がありますのでご注意ください。損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額が} \\ \text{増加した場合は、その増加額} - \text{修理に伴って生じた残存物} \\ \text{がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

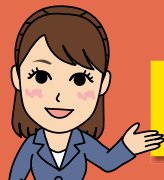
(注) 保険の対象の種類や維持・管理の状況等によって上限を定めています。詳細は、P.7「お支払いする保険金の概要」をご覧ください。

※3 価額協定保険特約をセットした場合は、損害が生じた地および時における再調達価額を基準に算出します。

ご注意

(1) 保険金額が保険価額を超える場合は、「保険金額」を「保険価額」と読み替えます。

(2) 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。



ステップ1
補償内容

ステップ2
さらに備える

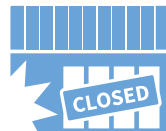
ステップ3
ご契約条件等

ステップ4
ご注意点

左記の災害などによる店舗の休業のリスクをワイドに補償。

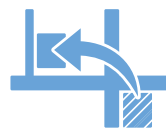
休業損失を補償

損保ジャパン日本興亜の店舗総合保険で補償される財物損害に加えて、その場合の休業による損失も補償します。
ご契約時にお決めいただいた保険金のお支払い対象期間(約定復旧期間)を限度に、「ご契約金額(休業損失保険金額)^(注1)×休業日数」をお支払いします。^(注2)



休業日数 短縮費用 を補償

仮店舗費用・移転広告費・外注費用などの、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用も補償します。
「この費用の支出によって減少させることができた休業日数×ご契約金額(休業損失保険金額)^(注1)」または「ご契約金額(休業損失保険金額)^(注1)×30倍」のいずれか大きい額を限度に実費をお支払いします。



(注1) ご契約金額(休業損失保険金額)とは、1日あたりの補償額をいい、1日あたりの粗利益の額(売上高-商品仕入高および原材料費)の範囲内でご契約時に設定していただきます。

(注2) 復旧期間内の売上減少高×支払限度率(直近の会計年度(1年間)の粗利益の額×110%÷同期間内の売上高)から、臨時雇従業員を解雇したため支払う必要なくなった人件費などの支払いを免れた経常費等を差し引いた額が限度となります。

※上記基本補償にプラスして、下記の事故が発生したことによる休業損失の補償を追加することができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

破損・汚損などの事故による休業損失／食中毒による休業損失／ネットワーク中断による休業損失／仕入れ品の納品遅延による休業損失
※補償の対象とならない期間やお支払いする保険金の限度額がありますので、詳細はP8のあらましをご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

損害保険金のほかにお支払いする費用保険金



臨時費用

被災時には、思わぬ出費があるものです。**1～7**の事故で、損害保険金を支払うことができる場合において、お支払いします。

損害保険金×30%
(1事故1敷地内につき500万円が限度)



残存物取片づけ費用

1～7の事故で損害保険金が支払われる場合において、残存物を取片づけるのに実際にかかった費用をお支払いします。

実費
(損害保険金×10%が限度)



損害防止費用

1～3の事故の際の消火活動に使った消火剤の再調達費用など損害の発生または拡大の防止に役立った費用をお支払いします。
(注) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発の損害防止費用はお支払いしません。

実費× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)} \times 80\%}$
(実費が限度)



修理付帯費用

1～3の事故で保険の対象に損害が生じた結果、住居部分以外の復旧にあたり、損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。

実費
(1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)



失火見舞費用

1・2の事故で他人の所有物に損害を与えた場合(ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)、お見舞金等の費用をお支払いします。

被災世帯数×20万円
(1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×20%が限度)



地震火災費用

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、一定の要件(P9の「保険金をお支払いする場合の概要」をご覧ください。)を満たす損害の状況に該当する場合にお支払いします。
(注) 地震保険に加入している場合には、地震保険金とは別にお支払いします。

保険金額×5%
ただし、保険金額が
保険価額(時価額)を超える場合は、
保険価額×5%
(1事故1敷地内につき300万円が限度)

さらに備える

～オプション特約のご案内～

お客さまのニーズに合わせて、次のような補償もお選びいただけます。

オプションA 地震による火災補償(地震火災補償特約(店総用))

- 地震、噴火またはこれらによる津波が原因で発生した火災による建物、設備・什器等、商品・製品等の損害を、保険金額の50%(関東・中部・関西地区^(注)は30%限度)を限度として補償します。

(注)東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、長野県、三重県、京都府、大阪府、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県

※この特約をセットした場合は、地震火災費用保険金はお支払いの対象となりません。

※居住用建物(併用住宅)に対しては、この特約をセットすることはできませんので、地震保険にご加入ください。
地震保険の補償内容、保険金額などにつきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

オプションB 建物の破損・汚損等補償(ビル総合特約/破損危険補償特約)

- ガラスの破損、いたずら、破壊行為などによる建物の損害を補償します。
- エレベーター・空調設備などの建物付帯設備の電氣的・機械的事故の補償の有無および自己負担額を選択できます。
- 損害の額から自己負担額を差し引いた残額をお支払いします。

オプションC 設備・什器等の破損・汚損等補償(事務用機器補償特約/設備・什器等総合補償特約)

- 設備・什器等に生じた破損・汚損などの損害を補償します。
- 事務用機器や厨房機械などの電氣的・機械的事故の補償の有無および自己負担額を選択できます。
- 損害の額から自己負担額を差し引いた残額をお支払いします。

※貴金属・宝石・書画・彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本(本などの原稿)、試運転中の什器など、この特約の補償の対象とならない物があります。

オプションD 商品・製品等の盗難・破損・汚損等補償(商品・製品等総合補償特約)

- 商品・製品等に生じた盗難、破損・汚損などの損害を、保管中・輸送中を問わず補償します。
(保管中のみの補償とすることも可能です。この場合は「商品・製品等総合補償特約(輸送中対象外)」をセットします。)
- 損害の額から自己負担額を差し引いた残額をお支払いします。また、輸送中の損害は1事故につき1,000万円または保険金額のいずれか低い額が限度となります。

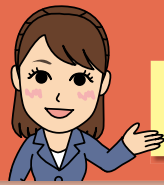
※貴金属・宝石・高級呉服・書画・彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本(本などの原稿)、野積みの商品、生鮮食料品など、この特約の補償の対象とならない物があります。

【ご注意】※ご契約いただく保険の対象によっては、オプションB～Dの補償の対象とならない場合がありますのでご注意ください。
※オプションB～Dをセットした場合は、事故の形態によっては各種の費用保険金等をお支払いする場合があります。
またオプションA～D以外にも、業務用の通貨や預貯金証書に生じた損害やお客さまの事業活動に伴う事故により、法律上負担する賠償責任による損害を補償する特約も追加することができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
※類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

破損・汚損等の補償について(オプションB～D)

破損・汚損等補償については、お客さまのご希望にあわせた特約、自己負担額を選択できます。

保険の対象	破損・汚損による損害	電氣的・機械的事故による損害	特約名称	自己負担額
建物	○	×	破損危険補償特約	なし・3万円・10万円
	○	○	ビル総合特約	なし・3万円・10万円
設備・什器等	○	×	設備・什器等総合補償特約	3万円・10万円
	○	○	事務用機器補償特約	3万円・10万円
保険の対象	破損・汚損・盗難による損害	輸送中の事故による損害	特約名称	自己負担額
商品・製品等	○	○	商品・製品等総合補償特約	3万円・10万円
	○	×	商品・製品等総合補償特約(輸送中対象外)	3万円・10万円



ステップ1
補償内容

ステップ2
さらに備える

ステップ3
ご契約条件等

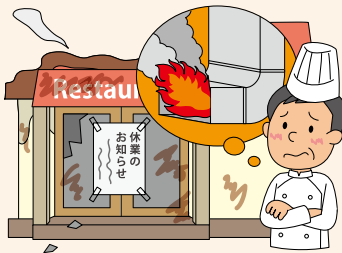
ステップ4
ご注意点

保険金のお支払い例

損保ジャパン日本興亜で実際にお支払いした一例です。

料理飲食店

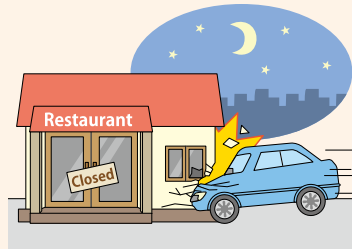
ダクト内の^{ちり}塵や油に引火。
厨房を焼失し、休業。



休業
90日

休業保険金 **605万円**
+
財物保険金 **351万円**

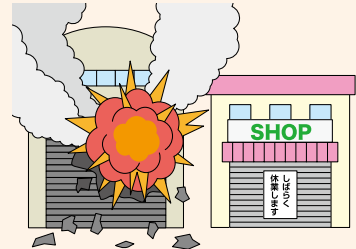
夜間、車両が飛び込み逃走。
店舗入り口を破損し、休業。



休業
13日

休業保険金 **130万円**
+
財物保険金 **181万円**

隣接店舗の火災により類焼。
什器備品等を焼失し、休業。



休業
42日

休業保険金 **420万円**
+
財物保険金 **760万円**

食料品製造販売店

オーブンの異常加熱で
出火。設備等を焼失し、
休業。



休業
4日

休業保険金 **49万円**
+
財物保険金 **19万円**

小売店・スーパー

店舗据付自販機の配線
から出火。什器備品、
商品を焼失し、休業。



休業
10日

休業保険金 **694万円**
+
財物保険金 **624万円**

ホテル・旅館

ボイラ用排煙ダクト内
から発火。旅館建物を
焼失し、休業。

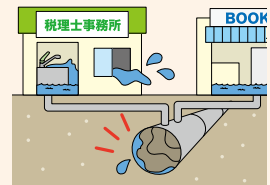


休業
3日

休業保険金 **248万円**
+
財物保険金 **286万円**

事務所

共同排水管に異物が
詰まり、汚水が逆流し、
休業。



休業
10日

休業保険金 **200万円**
+
財物保険金 **272万円**

休業損失は予想以上に大きくなる場合があります。
ビジネスオーナーズへのご加入をぜひ、ご検討ください。

ご契約条件等

保険の対象

●ビジネスオーナーズでお引受けができる保険の対象は、下記のとおりです。

・事業専用または併用住宅「建物」 ・事業専用建物または併用住宅建物内に収容の「設備・什器等」^{じゅう}、「商品・製品等」

●建物に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産は、建物とは別に保険の対象としてご契約いただかなければ損害を受けても保険金はお支払いできません。また、建物に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産を保険の対象としてご契約いただいた場合でも、保険証券記載の建物外にある間（消防または避難に必要な処置による場合を除きます。）は保険の対象に含まれず、保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

※P③のオプション④をセットした場合で、屋外看板修復費用保険金^{じゅう}が支払われる場合は取扱いが異なります。詳しくはP⑨の「屋外看板修復費用」をご覧ください。

●明記物件（貴金属・宝石・書画・彫刻物その他の美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するものなど）は、保険証券に明記しなければ保険金のお支払い対象になりませんので必ずご申告ください。

なお、明記した場合でもP③のオプション特約の補償の対象にならないものがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ビジネスオーナーズは、併用住宅に収容される家財、自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）および屋外設備・装置^注、野積の動産、通貨・有価証券・預貯金証書等は、保険の対象に含まれません。

（注）屋外設備・装置とは建物以外の構築物で、門、塀、垣、物置、車庫、看板、電柱、煙突、広告塔、ネオンサイン装置、アーケード設備等をいいます。

保険の対象が建物の場合は、同一敷地内にある門、塀、垣、66㎡未満の「物置、納屋、自家用車専用車庫、その他付属建物」については、建物の保険金額に門、塀、垣等の金額を加算して保険金額を設定いただき、かつ保険証券に明記してご契約される場合のみ保険の対象とすることができま

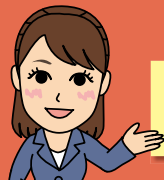
す。また、P③のオプション④をセットした場合、屋外に独立して設置されている看板が破損等の事故で損害を被り、修復を行った場合に、設備・什器等の保険金額の3%または10万円のいずれか低い額を限度に修復費用の実額をお支払いします（屋外看板修復費用保険金）。詳しくはP⑨の「屋外看板修復費用」をご覧ください。



保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由によって生じた損害または損害を受けた結果生じた休業損失に対しては、保険金をお支払いしません。

- ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - 地震・噴火またはこれらによる津波（居住用建物（併用住宅）で「地震保険」を付帯する場合および居住用建物以外で「地震火災補償特約（店総用）」をセットする場合は、それぞれの約款・特約に基づき、お支払いの対象となります。）
 - 核燃料物質に起因する事故
 - 下記の1～3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害（ただし、P①①～⑨の事故が生じた場合は、1～3.のいずれかに該当する損害にかぎりません。）
 1. 保険の対象の欠陥（ご契約者、被保険者またはこれらに代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。）
 2. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似的損害
 3. ねずみ食い、虫食い等
 - 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
 - ご契約者または被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
 - 法令による定期検査または性能検査を必要とするボイラ・ガスタービン・油圧機等を保険の対象とする場合の、破裂・爆発によりその機器に生じた損害
 - 火災などの事故の際の紛失、盗難
 - 動産が屋外にある間に生じた盗難
 - 保険料領収前に生じた事故
 - テロ行為^(※)または情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害（保険金額10億円以上の場合にかぎりません。）
※政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関于行う暴力的行為をいいます。 など
- 上記に加えて次のような事由によって生じた損害または損害を受けた結果生じた休業損失に対しては、P⑤のオプション特約をセットした場合でも保険金をお支払いできません。
- 土地の沈下・隆起・移動による損害
 - ボイラスケール、キャビテーションその他類似的事由に起因してその部分に生じた損害
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等に生じた損害（オプション④、⑤の補償）
 - 詐欺または横領によって生じた損害
 - 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ※上記以外にも自動セットされる特約および各種オプション特約により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



ステップ1
補償内容

ステップ2
さらに備える

ステップ3
ご契約条件等

ステップ4
ご注意点

保険料例

お得な保険料

ビジネスオーナーズは、
「充実の補償」に対する
保険料が割安です。

休業損失

ビジネスオーナーズだと

20% 割引!

- 損保ジャパン日本興亜の店舗休業保険を個別にご契約の場合よりも保険料は20%割引となっています。

オプション **A** 地震による火災補償

オプション **B C D** 破損・汚損等補償

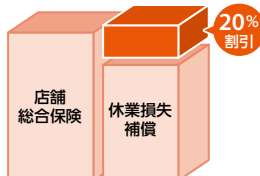
店舗総合保険の保険料を

10% 割引!

- オプション **A**～**D** のいずれかをセットしてご契約の場合、オプションをセットする保険の対象について、損保ジャパン日本興亜の店舗総合保険の保険料が、10%割引となります。^(注)



通常のご加入



ビジネスオーナーズ



オプション(**A**～**D**)のいずれかをセットした場合

(注) オプションを2つ以上セットされる場合または店舗総合保険に既に割引が適用されている場合は、店舗総合保険の割引は合計で10%までとなります。

ご契約例

東京都杉並区所在の鉄骨耐火コンクリート造（1級構造）レストランの場合（一括払・保険期間1年）

店舗総合保険

- 建物保険金額 **5,000万円**
- 設備・什器等保険金額 **2,000万円**
- 商品・製品等保険金額 **100万円**

保険料

84,730円

ビジネスオーナーズ(基本契約)

- 建物保険金額 **5,000万円**
- 設備・什器等保険金額 **2,000万円**
- 商品・製品等保険金額 **100万円**
- 休業損失ご契約金額(日額) **10万円**
- 約定復旧期間 **6か月**
- 最大支払限度額 **1,800万円**

保険料

95,210円

オプションをセットした
場合の追加保険料

オプション **A** 地震による火災補償

+13,080円

(店舗総合保険の保険料について10%割引を反映済)

※保険料は、建物所在地、業種、構造等によって異なりますので個別にお問い合わせください。

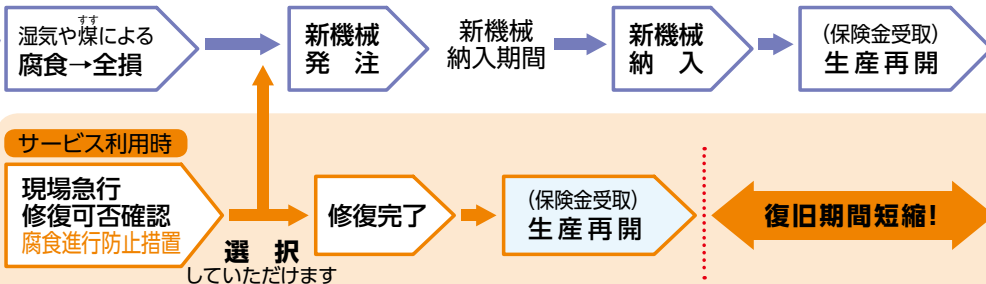
被災設備修復サービスがご利用いただけます!

被災した企業にとって、早期に事業を展開することは大きな課題となります。

損保ジャパン日本興亜の火災保険にはお客さまの事業の早期復旧を支援する被災設備修復サービスが付帯されています。

<被災設備修復サービスの内容>

従来



被災設備修復サービスの詳細は専用のチラシをご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご 注 意 点

盗難の補償内容

設備・什器等を保険の対象としてご契約いただいた場合、現金および預貯金証書、明記した貴金属・美術品などの盗難の際のお支払限度額は以下のとおりです。

保険の対象	お支払限度額		
	現金	預貯金証書 ^(注) (通帳、キャッシュカードを含みます。)	明記物件 (貴金属、美術品など)
設備・什器等	30万円	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額	1個または1組につき100万円

(注) 預貯金先にただちに被害の届出を行い、かつその預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合にお支払いの対象になります。

- ご注意**
- 「業務用」に使用される現金および預貯金証書がお支払いの対象になります。
 - 商品・製品等を保険の対象にご契約いただいた場合は、お支払いの対象となりません。

水災の補償内容

台風・暴風雨等により洪水や高潮・土砂崩れ・落石などが発生し、以下の損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度 保険の対象	損害割合 ^(注1) が30%以上	床上浸水 ^(注2) または地盤面 ^(注3) より45cmを超える浸水の場合	
		損害割合 ^(注1) が15%以上30%未満	損害割合 ^(注1) が15%未満
建 物	$\text{保険金額} \times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額(時価額)}} \times 70\%$ 〔(保険金額×70%)または(損害額×70%)の いずれか低い額が限度〕	保険金額×10% (1事故1敷地内限度額 200万円)	保険金額×5% (1事故1敷地内限度額 100万円)
設備・什器等 商品・製品等	床上浸水 ^(注2) または地盤面 ^(注3) より45cmを超える浸水の場合 保険金額×5% (1事故1敷地内限度額 100万円)		

の合算は1事故1敷地内で100万円が限度となります。

との合算は1事故1敷地内で200万円が限度となります。

※類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

※保険金をお支払いするのは、保険の対象に損害が生じた場合にかぎりります。

※損害割合^(注1)が30%未満かつ床上浸水^(注2)または地盤面^(注3)より45cmを超える浸水に至らない場合は補償されません。

※保険金額が保険価額を超える場合は、「保険金額」を「保険価額」と読み替えます。

(注1)「損害割合」とは保険の対象の保険価額に対する損害額の割合をいいます。

(注2)「床上浸水」とは居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。

(注3)「地盤面」とは床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

保険金お支払い例

① 保険金額1億円の建物^(注1)が、河川の氾濫により350万円の損害となった場合
※ただし床上浸水(または地盤面より45cmを超える浸水)ではなかった場合

店舗総合保険(水害保険金) お支払いなし^(注2)

(注1) 保険金額と保険価額が同額の場合とします。

(注2) 保険の対象が建物の場合、保険価額の30%未満の損害の場合で、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水に至らない場合は補償されません。

② 保険金額5,000万円の設備・什器一式^(注1)が高潮で全損となった場合

※床上浸水(または地盤面より45cmを超える浸水)であった場合

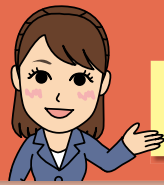
店舗総合保険(水害保険金) 100万円限度^(注2)

(注1) 保険金額と保険価額が同額の場合とします。

(注2) 保険の対象が設備・什器等の場合、保険金額×5%(5,000万円×5%=250万円)がお支払対象となりますが1事故で同一敷地内の事故による保険金を合算して100万円が限度となります。

ビジネスオーナーズのあらし

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



ステップ1
補償内容

ステップ2
さらに備える

ステップ3
ご契約条件等

ステップ4
ご注意点

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要
ビジネスオーナーズ	損害保険金	⑨ 水災 (1) 建物が保険価額の30%以上の損害を受けたとき。 (2) (1)以外で、床上浸水^(※1)または地盤面^(※2)より45cm超の浸水で、保険の対象である建物が保険価額の15%以上30%未満の損害を受けたとき。 (3) (1) (2)以外で、床上浸水^(※1)または地盤面^(※2)より45cm超の浸水で、保険の対象である建物が損害を受けたとき。 (4) 床上浸水^(※1)または地盤面^(※2)より45cm超の浸水で、保険の対象である設備・什器等、商品・製品等が損害を受けたとき。 ※1「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。 ※2「地盤面」とは、床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。	● 左記(1)の場合は、$\frac{\text{保険金額} \times \text{損害額}}{\text{保険価額}} \times 70\%$ ● 左記(2)の場合は、$\text{保険金額} \times 10\%$ (1事故で同一敷地内の事故による保険金を合算して200万円が限度) ● 左記(3) (4)の場合は、$\text{保険金額} \times 5\%$ (1事故で同一敷地内の事故による保険金を合算して100万円が限度) ※1事故につき、左記(2)～(4)の同一敷地内の事故による保険金を合算して200万円が限度となります。 ※ただし、保険金額>保険価額の場合は、算式の「保険金額」は「保険価額」と読み替えます。
		共通 ⑩ 休業損失 (1) ①～⑨の事故により保険証券記載の建物等(他人が占有する部を含む。)が損害を被り、店舗を休業した場合 (2) ①～⑨の事故により、店舗内外の電気・ガス・熱・水道・電話配線などが損害を被り、店舗を休業した場合 (3) (1) (2)の損害を被り、休業日数を減少させるために必要かつ有益な費用を支出した場合(休業日数短縮費用)	$\text{ご契約金額(休業損失保険金額)} \times \text{休業日数} + \text{休業日数短縮費用}$ (※1) (※2) ● 休業日数=復旧期間内の休業日数(定休日を除きます。)をいいます。 左記(1)のうち④風災・雹災・雪災、⑨水災、左記(2) (3)の場合は、休業2日目以降が対象となります。 ※1「復旧期間内の売上減少高×支払限度率-復旧期間内に支払いを免れた経常費等」を限度とします。 「復旧期間」とは、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時まで(に要した期間(損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。))をいい、ご契約時にお決めいただいた復旧期間(約定復旧期間)が限度です。 「支払限度率」とは、直近の会計年度(1年間の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。 「支払を免れた経常費等」とは、臨時雇従業員を解雇したため、支払う必要のなくなった人件費などをいいます。 ※2 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用で「減少させることができた休業日数×ご契約金額」もしくは「ご契約金額の30倍」のいずれか大きい額を限度とします。
		オプションA ⑪ 地震火災 地震火災補償特約(店総用):地震、噴火またはこれらによる津波により火災が発生したとき。 (ただし居住用建物(併用住宅)に対してはこの特約をセットすることはできませんので、地震保険にご加入ください。 地震保険の補償内容、保険金額などにつきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。)	損害額 ただし、1事故・保険期間通算で保険金額の30%^(※1)もしくは50%^(※2)が限度となります。 ※1〈30%限度の地区〉 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、長野県、三重県、京都府、大阪府、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県 ※2〈50%限度の地区〉 上記以外の地区
		オプションB ⑫ その他不測かつ突発的事故(建物の破損・汚損等補償) (1) 破損危険補償特約:建物へのいたづら、破壊行為、ガラスの単独損害などの建物の破損・汚損等 (2) ビル総合特約:上記(1)の補償に加え、空調設備、電気設備、昇降設備などの建物付帯設備の電氣的・機械的事故	$(\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$ ただし、保険金額または「損害額-自己負担額」のいずれか低い額が限度となります。
		オプションC ⑬ その他不測かつ突発的事故(設備・什器等の破損・汚損等補償) (1) 設備・什器等総合補償特約:設備・什器等の破損・汚損等 (2) 事務用機器補償特約:上記(1)の補償に加え、事務用機器、厨房機械などの電氣的・機械的事故	$(\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$ ただし、保険金額または「損害額-自己負担額」のいずれか低い額が限度となります。
		オプションD ⑭ その他不測かつ突発的事故(商品・製品等の盗難、破損・汚損等補償) * 電氣的・機械的事故による損害は補償の対象となりません。 (1) 商品・製品等総合補償特約(輸送中対象外):保険の対象の収容場所内保管中における事故 (2) 商品・製品等総合補償特約:上記(1)の補償に加え、保険の対象の日本国内の輸送中における事故	$(\text{損害額} - \text{自己負担額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$ ただし、保険金額または「損害額-自己負担額」のいずれか低い額が限度となります。 また、輸送中の損害は1事故につき1,000万円もしくは保険金額または「損害額-自己負担額」のいずれか低い額が限度となります。
費用保険金	共通	臨時費用 ①～⑦の事故により保険金を支払うことができる場合(オプションB～Dをセットした場合は⑫～⑭の事故も対象)	損害保険金 × 30% (1事故1敷地内につき500万円が限度)
		残存物取片づけ費用 ①～⑦の事故により保険金が支払われる場合(オプションB～Dをセットした場合は⑫～⑭の事故も対象)	残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用 (損害保険金の10%が限度)
		損害防止費用 ①～③の事故の際に損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したとき。	損害の発生または拡大の防止のために $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$ (実費が限度) 実際にかかった費用

ご 注 意 点

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要
ビ ジ ネ ス オ ー ナ ー ズ	共 通	修理付帯費用 ①～③の事故により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり損保ジャパン日本興亜の承認を得て必要かつ有益な費用を支出したとき。	損保ジャパン日本興亜の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)
		失火見舞費用 保険の対象またはその収容建物から発生した①～②の事故により他人の所有物に損害(煙損害・臭気付着損害を除きます。.)が生じたとき。	被災世帯数 × 20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の20%が限度)
	オ プ シ ョ ン A セ ット な し	地震火災費用 地震、噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)により次のような火災が発生したとき。 (地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。) (1) 保険の対象が建物である場合は、建物が半焼以上となったとき。 (2) 保険の対象が動産である場合は、動産を収容する建物が半焼以上となったとき。 ※「半焼」とは建物の主要構造部の火災による損害の額が保険価額の20%以上となった場合、または焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上となった場合をいいます。	保険金額 × 5% ただし、保険金額 > 保険価額の場合は、 保険価額 × 5% (1事故1敷地内につき300万円が限度) ※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれを一括して1回の地震等とみなします。
	オ プ シ ョ ン B セ ット あ り	屋外看板修復費用 ①～⑨、⑬の事故により、敷地内所在の被保険者が所有する看板に損害が生じた場合で、屋外看板を実際に修復したとき。	屋外看板を実際に修復するために生じた費用-自己負担額 (※オプションBと同額の自己負担額となります。) (年間を通じて、設備・什器等の保険金額の3%または10万円のいずれか低い額が限度)

ご契約時にご確認いただきたいこと

① 建物の構造について、ご確認ください。

保険契約申込書に記載されている建物の構造については、特に次の点についてご注意のうえ、ご確認ください。

- ・ 木造建物であっても、耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、省令準耐火建築物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。
- ・ 木造建物で外壁がコンクリート造(ALC造を含みます。)等の建物や土蔵造の建物は、継続前契約の有無等により、保険料が変わりますので、ご注意ください。

② 保険金額について、ご確認ください。(注)

- ・ 保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過部分に相当する保険料はむだになってしまいますので、ご注意ください。
- ・ 保険の対象の価額いっばいに保険をつけておかないと、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。

(注) 保険金額は基本的には時価額(再調達価額から経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた額)での設定になります。差し引く金額の再調達価額に占める割合の上限値は次のとおりです。

保険の対象	適切な維持・管理等	
	あり	なし
建物	50%	90%
什器・備品等	50%	90%
設備・装置等	70%	90%

ご契約後の契約内容の変更などのご通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、以下の①から⑥までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金のお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

① 建物の構造用途の変更 	② 保険の対象の移転 	③ 住居部分がなくなった 
④ 建物の建築年月の変更(地震保険の建築年割引を適用した場合のみ) 	⑤ 建物内の職作業作業規模の変更 	⑥ 割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引、消火設備割引を適用する場合)
⑦ 保険の対象の譲渡 	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生した時にご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
⑧ ご契約者の住所・通知先変更 	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、ご連絡ください。	
⑨ 上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

●ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア. またはイ. のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

- ア. 日本国外に保険の対象が移転したとき イ. 住居部分がなくなったとき(地震保険を付帯している場合のみ)

ご注意 告知等変更特約または価額協定保険特約のセットされたご契約においては、上記の通知事項以外にもご通知いただく事項があるなど、一部取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

⑥ 特約等の補償の重複について

次表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任特約包括契約に関する特約	自動車保険の個人賠償責任特約 など
借家人賠償責任特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の借家人賠償責任条項 など
修理費用特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の修理費用条項 など

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) P⑨「ご契約後の契約内容の変更などのご通知」をご確認ください。

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

(1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合

(2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合

(3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

III

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<http://www.sjnk.co.jp/covenanter/acontact/>

損保ジャパン日本興亜 火災事故

検索



【事故サポートセンター】

【受付時間】24時間 365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。
(注)事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 示談交渉について

この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には使いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>



損保ジャパン日本興亜 お問い合わせ

検索

【カスタマーセンター】

【受付時間】 平日:午前9時～午後8時

土・日・祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。



※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料 有料

IP電話からは
03-4332-5241をご利用ください。

●おかけ間違いにご注意ください。
【受付時間】 平 日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください(<http://www.sonpo.or.jp/>)

★ビジネスオーナーズは休業損失補償特約(店総用)およびオプション特約をセットした店舗総合保険の商品名です。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先